

講師謝礼細則

平成19年4月1日制定

(総 則)

第1条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の学会運営規程細則第18条に基づき、講師等の謝礼についてその適正な運営を図るため、必要事項を定める。

(講師料の設定)

第2条 講師料の金額は、原則として（別表－1）の講師料に基づくものとする。

2 県学会の講師料は別途理事会で協議する。

3 （別表－1）に示す講師料金額は、源泉徴収金を含んだ金額とする。

(講師の定義)

第3条 講師とは、本会が主催する研修会・講習会において専門性の高い特定のテーマに沿って原則として30分以上の講演、解説をする講演者とする。

(報告義務)

第4条 講演等を依頼した担当者は、講演会終了後、講演会等の日時、講師の氏名及び謝礼額等を経理担当常務理事に報告しなければならない。

(細則の変更)

第5条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成27年6月13日一部改正

平成30年6月9日一部改正

(別表－1)

区 分	講師料(源泉徴収税額)
当会会員の講師	5,568 (568)
当会会員以外の臨床検査技師またはそれに相当する専門職種の講師	11,137 (1,137)
大学助手、勤務医、課長クラスの講師 他県の支部部門長	22,274 (2,274)
大学教授・助教授・講師 病院部長以上クラスの講師 部長・所長クラスの講師 他県の日臨技全国委員の講師 他団体の役員の講師	33,411 (3,411)
県学会など本会全体を対象する特別企画の講演	理事会で承認